利尻富士町経営持続化特別支援金給付・却下決定通知書

年 月 日

様

利尻富士町長

年 月 日付けで提出のあった利尻富士町経営持続化特別支援金給付申請書について、利尻富士町経営持続化特別支援金給付要綱第6条の規定により審査した結果、(□給付・□却下)するので通知する。

記

受付番号	号
給付額	円
給付時期	年 月 日
却下理由	
注意事項	 1 偽りその他不正な手段により給付金の給付の決定を受けた者がある場合又は申請要件に該当しない状況となった場合は、当該給付の決定を取り消すとともに、既に給付金の支払を完了しているときは、当該給付金の返還を求める場合があります。 2 給付金の給付の決定後、申請を取下げようとするときは、本通知書を受理した日から起算して10日以内にその旨を記載した書面を町長に提出してください。